

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 4 年 1 0 月 6 日（諮問第 1 6 2 号）

答申日：令和 5 年 3 月 3 1 日（答申第 1 6 2 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書につき、その一部を不開示とした処分については、不開示とした部分のうち別表 1 に掲げる部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 4 年 6 月 2 9 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った、「株式会社〇〇（以下「当該法人」という。）様（福岡県北九州市〇〇区〇〇所在）の保有する車両台数及び従業員数のわかる資料（平成 2 6 年以降の分）」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、同年 7 月 1 1 日付け北九環循業第 2 0 3 7 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の処分に不服があるので、審査請求を申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 処分庁は、「法人の印影」、「新規・更新の別」、「許可の種類」、「許可の申請期間」、「主な作業機材の種類及び台数」、「従業者数」、「作業計画」、「処理料金」は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため、と抽象的に述べるだけで、具体的にどのような権利利益が害されるのか明らかにしていない。
- (2) どのような種類の車両を何台備え、何人の運転手、何人の作業員で行っているのかさえ公にできないということは、市のごみ収集業務が適正に行われて来たのかどうかについて、市民は事後的に一切検証できない。
- (3) 処分庁は、個々の事実関係と要件との「連関」を明らかにしなければならないと自認しながら、それを明らかにしていない。処分庁が行ったことは、事実を公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると

考える、という結論を述べただけである。

- (4) 結論に至った理由を具体的に述べなければ、当該事実と要件との「連関」は依然として不明のままであり、処分庁の不開示決定が違法であることは明らかである。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和4年6月29日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年7月11日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として同月21日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 原処分において不開示となった部分のうち、「法人の印影」、「新規・更新の別」、「許可の種類」、「許可の申請期間」、「主な作業機材の種類及び台数」、「従業者数」、「作業計画」、「処理料金」に係る記載は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがある。
- (2) 申請に対する処分に係る理由の提示について、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の解釈において、その判断基準に関しては、判例法理の通例として「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分を行ったかを申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない」（最判昭和60年1月22日など）と解している。その上で、北九州市行政手続条例（平成8年北九州市条例第4号。以下「行政手続条例」という。）第8条第1項の要請する理由の提示として、必要かつ十分な程度としては、開示請求者がいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がされたのかを、その理由の記載から知り得る程度に記載がされなければならないと解する。
- (3) 本件対象文書中の「法人の印影」、「新規・更新の別」、「許可の種類」、「許可の申請期間」、「主な作業機材の種類及び台数」、「従業者数」、「作業計画」、「処理料金」の各欄に何らかの記載があるという事実関係が、条例第7条第2号という法律要件に該当する旨の、特定の事実と要件との連関（連なり）を示すことで、理由付記の程度としては充分である。前記(2)の判例法理の用いる基準の文言において、特定の事実が特定の要件に該当する理由・根拠についてまで記載内容として要求する旨の記載自体見受けられない。個々の要件該当性の理由・根拠に係る記載についてまで、理由付記としては条例上要求されていない。

(4) 行政手続条例の規定上、提示すべきは処分の理由であり、結論に相当するものは処分内容そのものに他ならない。対象文書の個々の記載がいかなる不開示理由の要件に該当するのかを各別に記載している以上、「連関」は明らかである。

3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 4 年 1 0 月 6 日 諮問の受付
- ② 令和 4 年 1 1 月 2 9 日 審議
- ③ 令和 5 年 1 月 1 1 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 5 年 2 月 2 2 日 審議
- ⑤ 令和 5 年 3 月 2 9 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第 7 条柱書について

条例第 7 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第 1 号ないし第 7 号に列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第 7 条第 2 号（法人・企業情報）について

条例第 7 条第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定した上で、ただし書きにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

2 原処分の不開示部分の条例第 7 条該当性について

(1) 本件開示請求と不開示部分について

審査請求人は、本件開示請求において、前記第 2、1 の本件対象文書の開示を求めたものである。そして、処分庁が原処分において開示したのは、一般廃棄物収集運搬業許可申請書及び一般廃棄物収集運搬業許可申請書(更新)(以下「本件申請書」という。)である。

本件申請書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の申請のための書類であり、その許可に必要な事項及び申請書類については、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成 6 年北九州市規則第 13 号)及び一般廃棄物処理業許可取扱要綱に規定されている。

また、本件申請書のうち、一般廃棄物収集運搬業許可申請書の記載事項は、申請者住所、名称、氏名(代表者名)、許可番号、新規・更新の別、許可の申請期間、事務所及び事業所所在地、車庫及び洗車場所在地、事業の区域、事業の範囲、積替施設、主な作業機材の種類及び台数、従業者数、作業計画、処理料金であることが認められる。一方、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(更新)の記載事項は、申請者住所、名称、氏名(代表者名)、許可番号、許可の種類、許可の申請期間、事務所及び事業所所在地、車庫及び洗車場の所在地、事業の区域、事業の範囲、主な作業機材の種類及び台数、従業者数、作業計画、処理料金であることが認められる。

そして、本件申請書の記載事項には、当該法人の名称や事務所及び事業所の所在地など、開示することにより特段支障があるとまではいえない事項と、主な作業機材の種類及び台数、従業者数、作業計画、処理料金のように、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項が記載されていることが確認できる。

本件申請書のうち、処分庁が原処分において不開示とした部分と不開示理由は、別表 2 のとおりである。このうち、「主な作業機材の種類及び台数」及び「従業者数」の開示を求めて、本審査請求が提起されたものであり、他の部分については争いがないため、以下、この不開示部分に係る条例第 7 条該当性について、判断する。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件申請書は、一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者が許可を受ける際に必要とされる事項を記載し、提出する書類であることから、本件申請書に記載された事項は、全体として法人に関する情報であると考えられる。

ところで、株式会社の役員について、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 9 条第 3 項は、その氏名等について登記事項としており、また、商業登記法(昭

和 38 年法律第 125 号) 第 10 条第 1 項は、何人も登記事項証明書の交付を請求することができるとしていることから、法人の役員数は、法令等の規定により公にされている情報であると認められる。

よって、「従業者数」のうち役員の数については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第 7 条第 2 号の不開示情報には該当しない。また、同号ただし書きに該当しないものであることが認められるため、開示が妥当である。

なお、処分庁は、本件申請書の記載事項は、一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者に関する情報であることから、目的外利用を行っておらず、開示請求があった場合も基本的に開示しない取扱いとしており、一方で、法の規定はないが、許可業者については、一般廃棄物業者として必要な情報であるとして、市のホームページで公開している旨主張している。そして、この許可業者については、市のホームページで、事業者名、電話番号及び収集できる品目を公開していることが確認できる。

以上のことから、原処分において不開示とした「主な作業機材の種類及び台数」及び「従業者数」のうち役員の数を除く部分については、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないとする処分庁の主張について、特段不自然、不合理な点は認められず、また、条例第 7 条第 2 号ただし書きには該当しないものであることが認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

3 まとめ

以上のとおり、本件対象文書につき、その一部を条例第 7 条第 2 号に当たるとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分のうち、別表 1 記載の部分を開示すべきであると判断し、前記第 1 のとおりとした。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	中 谷 淳 子
委員	中 村 智 美

【別表 1】 開示すべき部分

開示すべき部分
・「従業者数」のうち役員の数

【別表 2】 本件対象文書の不開示部分

不開示部分	不開示理由
・事務所及び事業所所在地のうち、e メールアドレス	条例第 7 条第 1 号
・法人の印影 ・新規・更新の別のうち、更新の許可期限 ・許可の種類のうち、更新の許可期限 ・許可の申請期間 ・主な作業機材の種類及び台数 ・従業者数 ・作業計画 ・処理料金	条例第 7 条第 2 号